

財団法人広島勤労者職業福祉センター寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人広島勤労者職業福祉センターという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を広島県広島市西区商工センター三丁目1番1号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、勤労者の職業及び福祉に関する事業を総合的に行い、もつて勤労者の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 広島市が設置する広島サンプラザの管理運営
- (2) 勤労者の教養・文化及び福祉の向上並びに職業相談及び職業情報の提供に関する事業
- (3) 中小企業勤労者の共済に関する事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもつて構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる果実
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種類)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもつて構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事の現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の承認を得て、これを処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち、現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に

信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもつて支弁する。

(予算及び決算)

第10条 この法人の収支予算は、年度開始前に理事会の議決により定め、収支決算は、年度終了後2月以内に、その年度末の財産目録及び事業報告とともに、監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

(特別会計の設置)

第11条 この法人は、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

(会計年度)

第12条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員及び職員

(役員)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 11人以上20人以内

(2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を理事長とし、広島市長の推薦により、理事会において選任する。

3 理事のうち、1人を副理事長とし、理事長が任命する。

4 理事長は、理事のうちから専務理事又は常務理事各1名を任命することができる。

5 理事(副理事長、専務理事及び常務理事を除く。)及び監事は、理事長が委嘱する。

6 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 専務理事は、この法人の業務を処理する。

4 常務理事は、専務理事を補佐する。

5 理事は、理事会を構成し、この法人の業務の執行を決定する。

6 監事は、民法(明治29年法律第89号)第59条の職務を行う。

(役員任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第16条 役員に、役員としてふさわしくない行為があつたときは、理事会において、理事の現在数の4分の3以上の同意によりこれを解任することができる。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う理事会において、

その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(職員)

第17条 この法人の事務を処理するため、必要な職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第4章 理事会

(構成)

第18条 理事会は、理事をもつて構成する。

(権能)

第19条 理事会は、この寄附行為に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の承認
- (3) その他この法人の運営に関する重要な事項

(招集)

第20条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事の現在数の半数以上の者又は監事から理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもつて通知しなければならない。

(議長)

第21条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第22条 理事会は、理事の現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。

(議決)

第23条 理事会の議事は、この寄附行為に別に規定するもののほか、出席理事の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決など)

第24条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもつて表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第25条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事の中からその理事会において選出された議事録署名人2名が署名しなければならない。

第5章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第26条 この寄附行為は、理事会において、理事の現在数の3分の2以上の同意を得、かつ、主務官庁の認可を受けなければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第27条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、理事の現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の承認があつたときに解散する。

2 解散したときに存する残余財産は、理事会の議決を得、かつ、主務官庁の許可を得て、広島市及び広島県に帰属する。

第6章 雑則

(委任)

第28条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1 この寄附行為は、主務官庁の設立の許可があつた日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、第12条の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、昭和61年3月31日までとする。

3 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第18条第1号及び第10条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

4 この法人の設立当初の会計年度は、第11条の規定にかかわらず、設立許可のあつた日から昭和60年3月31日までとする。

5 この寄附行為の施行について必要な事項を定める処務規則、就業規則、役員の報酬及び費用弁償に関する規則、職員の給与に関する規則、職員の退職手当に関する規則並びに職員の旅費に関する規則は、第27条の規定にかかわらず、設立当初、理事長が定めることができる。

附 則

この寄附行為は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成16年1月9日から施行する。